

新型コロナウイルス感染症-19中央災難安全対策本部定例ブリーフィング

～(8月22日付保健福祉部報道資料(仮訳))～

▲首都圏のコロナ19措置事項、▲社会的距離の確保強化、▲防疫強化のための実効的な法執行など

新型コロナウイルス感染症-19中央災難安全対策本部(本部長:丁世均(チョン・セギョン) 国務総理)は今日、丁世均本部長の主宰で政府ソウル庁舎映像会議室にて、各省庁及び17の広域自治体、18の地方警察庁と共に、▲首都圏におけるコロナ19措置事項、▲社会的距離の確保強化の方策、▲防疫強化のための実効的な法執行についての方策などを議論した。

本日の会議で丁世均本部長は、全国の市、道で感染者が発生し、感染者数も300名を超える状況であることから、防疫管理について真剣な検討が必要な時点だとしながら、全国を対象に社会的距離の確保の第2段階を施行する方策について議論した。

○ これまで、防疫と日常の調和のため、全国レベルでは社会的距離の確保を第1段階として維持し、自治体ごとに一部強化する方向も検討可能ではあるが、コロナ19感染の広がりへの厳しさを考慮すれば、全国レベルでの段階の引上げが避けられないと力説した。

- 但し、地域別の感染状況に応じて、自治体ごとに一部の防疫措置を緩和したり強化したりできるよう裁量を与える必要があると指摘した。

○ こうした全国レベルの「社会的距離の確保」段階の引上げは、再び防疫が最優先に行われてこそ国民の日常生活を早く取り戻すことができるという点で重要であり、防疫当局と自治体に状況を綿密に点検し、直ちに対応できるよう防疫管理に最善を尽くすよう求めた。

丁本部長は、社会的距離の確保が引き上げられたことで防疫措置が強化され、さまざまな便法的行動や風船効果による副作用が現れているとしながら、防疫当局や自治体に対し、防疫強化措置の実効性が半減しないよう、便法的行動への対応など、防疫に漏れがないよう、努力することを指示した。

1 首都圏のコロナ19措置事項(ソウル、仁川、京畿)

中央災難安全対策本部は、ソウル特別市(徐正協(ソ・ジョンヒョプ)市長権限代行)、仁川広域市(朴南春(パク・ナムチュン)市長)、京畿道(李在明(イ・ジエミョン)道知事)から首都圏のコロナ19措置事項の報告を受け、これを点検した。

- ソウル特別市は、感染の拡大を防ぐため、主要施設に対する防疫ルールを遵守しているかどうかを引き続き点検している。の
 - まず8月20日(木)に映画館(10か所)を点検した結果、全般的に防疫ルールをしっかりと守っており、結婚式場(214か所)と葬儀場(66か所)も今月末まで社会的距離の確保の履行状況を点検する予定である。
 - また、8月23日(日)から教会2,500か所に対して対面礼拝、集会、食事の禁止などの防疫措置の遵守を点検し、違反した場合は集合禁止命令等の措置を実施する予定である。
- 仁川広域市は、感染者が発生した学校内に徒歩型の選別診療所を設置し、学生、教師、外部からの訪問者に対する全数検査を行うなど、感染症の拡散防止に努めている。
- 京畿道は病院長懇談会を開催し、民間総合病院の病床、医療人材の確保を要請するなどコロナ19の拡散に備えている。
 - また、同一生活圏でありながら居住地が異なり防疫管理に困難を抱えている安養市、軍浦市、義王市、果川市の4市は合同対応チームを構成し、患者移送手段の共有などコロナ19に共同対応していく。

2 全国の社会的距離の確保の第2段階への引き上げ案

中央災難安全対策本部では、保健福祉部の中央事故収拾本部(本部長: 朴凌厚(パク・スンフ)長官)から全国における社会的距離の確保の第2段階への引上げについて報告を受け、これについて議論した。

8月19日、首都圏地域に対し、社会的距離の確保の第2段階措置を施行したが、その後首都圏以外の地域でも感染者が徐々に増加する様相を呈している。

* 8月16日にソウル、京畿地域を第2段階に引上げ、8月19日には仁川まで拡大し、防疫強化措置を施行

** 非首都圏感染者数 : (8月15日)10名 → (8月16日)22名 → (8月17日)25名
→ (8月18日)34名 → (8月19日)31名 → (8月20日)50名 → (8月21日)71名
→ (8月22日)76名

○ 特に、サラン第一教会および8月15日の光化門集会による感染が全国的に広まっており、正確な名簿の確保が難しく、感染者が地域社会にさらされている時間が長いため、更なる拡散が懸念される状況である。

中央災害安全対策本部は、コロナ19の全国的な拡散危機を迎え、迅速かつ果敢な措置を通じて感染拡散を遮断するため、全国を社会的距離の確保の第2段階に引き上げる。

○ 第2段階引上げ措置は8月23日(日)0時から2週間実施され、地方自治体は独自の判断によって一部の措置を緩和または強化して適用できる。

* (強化措置例)マスク着用の義務化

○ 但し、行政的措置は、現場の準備期間などを考慮し、地方自治体別に弾力的に適用できる。学校については、8月26日(水)から密集度調整等を勘案した措置を行う。

○ 社会的距離の確保の基準は、全国基準、圏域基準や市道基準があるが、過去2週間の全国の日平均感染者(162名)は、全国の社会的距離の確保の第2段階の引上げ基準である50~100名を超えていた。

○ また、感染経路不明事例の割合が16.4%(8月8日~8月21日)と高く、新たな集団感染も継続的に発生するなど、更なる感染拡散の危険度が高く、地方自治体の意見収斂を経て、社会的距離の確保の段階を先制的に引き上げることにした。

○ 社会的距離の確保の第2段階への引上げの主な目的は、全国の国民が不要不急の外出、会合や不特定多数が利用する施設の利用を最大限自粛することである。

全国で施行される社会的距離の確保の第2段階措置は、次の通りである。

○ まず、屋内50名以上、屋外100名以上が対面で集まる私的又は公的な集まり、会合、行事に対して集合禁止措置を実施する。

- このとき、集まり、会合、行事とは、同一の目的を持つ人々が、事前に合意、約束、公示された日程に従って、同一の場所に集まって行う一時的な集まり、会合、行事で、以下の表のような場合を含む。

＜屋内50人以上/屋外100人以上の集合禁止対象事例＞

▲(行事): 展示会、博覧会、説明会、公聴会、学術大会、記念式、修練会、集会、フェスティバル・祭り、大規模コンサート、サイン会、講演など、

▲(私的な会合): 結婚式、同窓会、同好会、野遊会、還暦祝い、葬儀、トルジヤンチ(1歳の誕生日パーティ)、ワークショップ、サークルなど、

▲(各種試験): 採用試験、資格証試験など(1教室50人以内の場合は許可)

- 集合禁止措置に違反した場合、感染症予防法第80条第7号に基づき、300万ウォン以下の罰金が科せられ、感染者が発生した場合、入院費、治療費および防疫費に対する求償権が行使されることがある。
- 原則として集まり、会合、行事の総規模を基準に集合禁止措置を施行するが、
- 試験等は空間が分割されており、移動や接触ができない場合、分割された空間(例:教室)内の人数を基準にして進行することができる。但しマスク着用、距離の確保等の防疫ルールを徹底しなければならない。
- 政府や公共機関の公務及び企業の必須経営活動は、法的義務の有無、緊急性など*を考慮し、自治体との協議の下で人数基準を超えた集まり、会合、行事の開催が許容される。但しマスクの着用、距離の確保などの防疫ルールを徹底的に遵守しなければならない。

* ①法令等に基づく活動であり、②義務的に一定人数以上が、③対面で集まらなければならない、④期限が定められているためキャンセルや延期ができない場合

<例外許容事例>

▲企業の定期株主総会(商法上の決算日から90日以内の開催が義務)

▲賃金交渉のための労使協約締結のための会議

○ クラブ、カラオケ、ビュッフェ、インターネットカフェなど12種類の高危険施設に対しては集合禁止措置を取る。

- 但し、高危険施設のうち流通物流センターは必須産業施設として集合禁止措置から除外される。

<集合禁止対象の高危険施設>

▲クラブ・ルームサロンなどの遊興酒店、▲コーラテック、▲団欒酒場、▲キャバクラ、▲ナンパ居酒屋、▲カラオケ練習場、▲室内スタンディング公演場、▲室内団体運動(激しいGX流)、▲ビュッフェ、▲ネットカフェ、▲訪問販売などの直接販売広報館、▲大型学習塾(300名以上)

- 集合禁止措置に違反した場合、感染症予防法第80条第7号に基づき、300万ウォン以下の罰金が科せられ、感染者が発生した場合、入院費、治療費及び防疫費に対する求償権が行使されることがある。

高危険施設以外にも一定規模以上の飲食店(例:施設許可申告面積150㎡以上)、ウォーターパーク、公演場、宗教施設など、危険度の高い不特定多数が利用する施設に対してはマスク着用など核心的な防疫ルールの遵守を義務付ける。

<防疫ルール義務化対象施設>

▲学習塾、▲ゲームセンター、▲一定規模以上の一般飲食店(例:150㎡以上)、▲ウォーターパーク、▲宗教施設、▲公演場、▲室内結婚式場、▲映画館、▲銭湯、▲サウナ、▲室内体育施設、▲マルチカフェやDVD鑑賞ルーム、▲葬儀場

〈核心防疫ルール〉

事業主・責任者	利用者
<p>▲ 立入者名簿の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> - 電子出入名簿の設置、利用又は手書き名簿備置(利用者が手書き名簿を作成した場合、氏名、電話番号、身分証明書を確認、4週間保管後に廃棄) <p>▲ 事業主、従事者のマスク着用</p> <ul style="list-style-type: none"> * 飲食、水中活動等は除く。 <p>▲ 施設内利用者間が2m(最低1m)の間隔を維持するよう利用人員を管理</p> <ul style="list-style-type: none"> * 座席一つ空けて座るなど、 	<p>▲ 電子出入名簿の認証または手書き出入名簿の作成</p> <p>(手記名簿作成時、本人の氏名、電話番号を正確に記載、身分証明書を提示)</p> <p>▲ マスク着用</p> <ul style="list-style-type: none"> * 飲食、水中活動等は除く。 <p>▲ 利用者間で2m(最低1m)の間隔の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> * 座席を一つ空けて座るなど

- 自治体の自主的判断によって対象施設は追加されることがあり、自治体が既に集合制限禁止措置を施行している場合は、その措置が維持される。

○ 政府、自治体、教育庁、所属機関、傘下機関が運営する室内国公立施設の運営を中断する。

- 福祉館等の社会福祉利用施設、オリジブ(保育園)などは休館を勧告する。但し、緊急ケアなどの必須サービスは維持し、ケアの空白が発生しないようにする。

○ プロスポーツ競技などのスポーツイベントは無観客に転換する。

○ 最後に、機関や企業の場合、公共機関は機関別、部署別に適正割合(例:全人員の1/2)の人員が適宜在宅勤務とし、時差通勤制、昼休みの交差制などを実施して密集度を下げる。民間企業にも公共機関並みの勤務形態を勧告する。

一方、教育部は全国の社会的距離の確保の第2段階への引上げにより、コロナ19の拡散防止のため、集団感染が継続的に発生する市郡区*は、先制的に遠隔授業に切り替える。

* 大規模接触者調査又は一斉検査が行われている市郡区

○ また、全国の社会的距離の確保が第2段階に引き上げられることによって、首都圏以外の地域では「2学期学事運営案」(7月31日、教育部発表)の距離の確保段階別学事運営方式によって、幼稚園、小中学校は学校密集度が1/3以内、高校は2/3以内に維持(強化された密集度を最小化する)する。

※ 首都圏地域は強化された密集度最小化措置を既に施行(8月16日～9月11日)

※ 特殊学校は密集度2/3を維持するが、地域や学校環境によって決定する。小規模及び農山漁村所在の学校は地域防疫当局と協議し、密集度措置の一部緩和が可能

<距離の確保段階別学事運営方式(7月31日発表)>

区分	社会的距離の確保		
	第1段階	第2段階	第3段階
幼稚園、 小中高校	登校、遠隔授業	登校、遠隔授業	遠隔授業又は休業
	地域、学校の条件によって、学校内で2/3の密集度維持を推奨	強化された密集度の最小化措置 ※幼稚園、小中学校は密集度1/3、高校は2/3を維持	全国単位で調整(原則)、状況によって圏域または地域ごとに差をつけて適用可能

○ 但し、学年別登校日程の決定など単位学校の準備と保護者の混乱を最小化するため、8月26日(水)から適用する。

政府は、社会的距離の確保の第2段階への引上げに伴う措置を滞りなく実施し、危険度の高い施設の防疫ルール遵守状況を集中的に点検していく計画である。

○ 朴凌厚(パク・スンフ)中央事故収拾本部長は、「現在、韓国はコロナ19の全国的な大規模流行の岐路に直面しており、この危機を克服するためには何よりも国民全員の協力と実践が必要だ」と述べた。

- また、そのために国民に対し、今後2週間はできるだけ会合などを自粛し、通勤、生活必需品の購入、病院訪問など、必ず必要な外出以外には家に留まるよう呼びかけた。

3 防疫強化のための実効的執行方策

中央災難安全対策本部では、法務部(秋美愛(チュ・ミエ)長官)、放送通信委員会(韓相赫(ハン・サンヒョク)委員長)、警察庁(金昌龍(キム・チャンリョン)庁長)から、防疫強化のための実効的な執行方策の報告を受け点検した。

政府は最近、▲虚偽資料の提出など疫学調査の妨害、▲違法集会、集合制限命令の違反、▲検査拒否及び隔離措置の違反、▲虚偽事実の流布など、国民の生命と安全を脅かす違法行為が続く中、これに厳しく対処し、防疫活動の実効性を高めようとしている。

- 防疫活動を阻害する一切の行為に対しては、法が許す手段を全て動員して厳正な措置を行い、悪意ある防疫阻害事犯に対しては拘束捜査を原則とする。
 - 感染症予防法違反だけでなく、公務執行妨害、業務妨害など他の法令も積極的に適用し、断固として処理する計画である。
 - 警察庁は、現在まで感染症予防法違反者1,549名を捜査し、913名の起訴又は送致、74名の不起訴又は送致、562名の捜査を行っており、特に悪意的、反復的隔離措置違反者7名、疫学調査妨害者4名、入院措置拒否1名の計12名の身柄を拘束した。
- また、違法集会デモへの対応を強化し、禁止通知された集会を強行する場合には集結段階から遮断し、コロナ19の深刻段階を勘案して解散手続きを行い、
 - 解散命令に応じないこと、公務執行妨害、感染症予防法違反などの不法行為に対しては、現場検挙など法と原則に則って厳しく対応する。
- 虚偽事実の流布行為に対する対応も強化する。
 - 警察庁サイバー安全局に虚偽事実流布対策状況室を設置し、全国の警察署に専門モニタリング要員(46名)を指定、運営するなど、政府の対応体系により虚偽ニュース関連の事実関係を把握した後、放送通信審議委員会の是正要求などにより迅速に削除する計画である。
 - これと共に、フェイクニュースに関するファクトチェック報道が活性化するよう、放送局に協力を要請し、政府の公信力のある防疫情報やファクトチェック報道をインターネットポータルで迅速かつ簡単に検索できるように協議する計画である。

- 防疫活動の妨害、特定業者に対する虚偽情報などの虚偽ニュースは、関係機関と協力して嚴重に対応する予定である。

4 患者治療のための病床現況

韓国政府は、追跡、検査、隔離措置を迅速に進める一方、患者の治療のための病床、生活治療センターの確保に総力を挙げている。

- 8月21日(金)現在、首都圏重症患者治療病床の稼働率は62.2%であり、75床の余裕がある状況である。また、1週間以内には30床、2週間以内には更に30床を確保し、計60床を確保する計画である。
- 首都圏感染症専門病院の稼働率は63.0%で、668床の余裕がある。
- 軽症・無症状患者を治療する生活治療センターは4カ所が運営中(稼働率55.8%)で、477名が入所できる状況である。

【原文URL】

http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&page=1&CONT_SEQ=359127